

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局児童福祉センター総務課

(担当：塚本、荻原 電話：075-950-0731)

件名	支障木伐採、剪定業務
実施場所	旧児童福祉センター（住所：京都市上京区主税町910-25）
契約期間	契約の日の翌日から令和8年11月20日まで
契約条件	1 総則 受託者は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法その他関連法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 2 業務の目的 本市管理地にある樹木の伐採及び処分を行うものである。作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。 3 業務内容 (1) 伐採、剪定及び対象 位置図を参照 ※ 実際の排出量は変動する可能性があるため、入札前に現地を確認すること。 (2) 処分業務 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。 4 業務範囲 位置図及び写真のとおり 京都市上京区主税町910-25 5 履行確認等 作業を行う際、写真撮影を行い、作業終了後は、完了届とともに作業写真（作業前、作業中及び作業完了時）を提出すること。 6 その他特記事項 - 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 - 樹木の伐採にあたり、伐根は不要とする。ただし、樹木の再成長を防ぐための適切な処置を行うこと。 - 作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受託者において取得し、写しを本市担当者に提出すること。 - 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。 - 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。

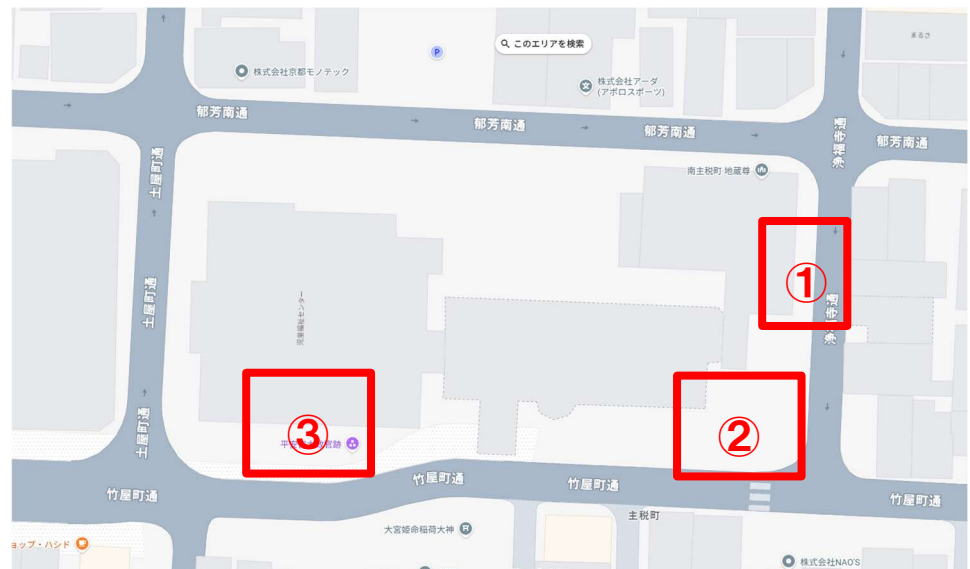
- ・ 本工事箇所は通学路に指定されているため、作業時間を守り、特に児童の通行に注意すること。
- ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 現地の下見については、前日の17時までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。

(連絡先)

児童福祉センター総務課 (担当：塚本、荻原)

電話番号：075-950-0731

【位置図】



注) ②は樹木が2本あり、両方とも伐採する

①



伐採箇所：写真の枝部分

②-1



伐採箇所：写真の枝部分

②-2



伐採部分：写真の口の外にはみ出ている枝

③



伐採部分：写真の低木（根本から）